

所得税法の一一部が改正

長期譲渡は5年以上が対象

譲渡所得の長期と

短期の判定基準の改正

土地については、長期と短

期の判定基準の所有期間が、

10年から5年に改められまし

た。昭和62年10月1日以後に

売った土地等については、売

つた年の1月1日現在におけ

る所有期間が5年を超えてい

る場合は「長期譲渡所得」、

5年以下の場合は「短期譲渡

所得」になります。（建物に

ついでは改正されておりませ
ん。また、昭和62年9月30日
以前に売った場合の判定基準
の所有期間は、10年で変わっ
ていませんので注意してくだ
さい。）

課税を繰り延べることにより、
課税されませんでした。

また、土地・建物を売った
金額よりも買替資産の金額が
下回った場合は、その差額に
ついて課税され、買替資産の
金額については課税の繰り延
べを受けることができました。

今回の改正により、10月1
日以後に土地・建物を売って、
事業資産の買替えの特例を受
けようとする場合には、次の
とおり所得金額の計算方法が
変わりました。

①売却金額▽買替え金額の場
合：売却金額▽買替え金額の
8割の金額を差し引いた金
額について課税

②売却金額▽買替え金額の場
合：売却金額の2割について
課税

事業資産の買替えの特例を
適用した場合、従来は土地・
建物を売った金額よりも買替
資産の金額が上回っていたら、

11月20日 午後2時～4時

■ 対象 官公庁

年末調整等の説明会

横芝町中央公民館

対象 横芝町

※詳しいことは、東金税務署
資産税部門（☎ 04755②3121）へお尋ね下さい。

事業用資産の買替えの特例の改正

山武地区政治学級

日時 11月28日（土）午後1時～4時40分

場所 山武町中央会館（山武
町役場となり）

講師及びテーマ
「節目にきた地方政治」朝日
新聞編集委員・川島正英氏

「ニュース報道の現場から」
TBSニュースキャスター・
吉川美代子氏

申込 山武支庁総務課企画係
351）におたずねください。

351）におたずねください。
詳しく述べておきましょう。



11月9日は「119番の日」

119番で通報するときは

↓
種類=火事か？ 救急か？
場所=何地区のどこ（目標）か？
状況=どうした？

（火事の場合は何が燃えているか）

自分の家の電話番号・住所・氏名
をメモしておきましょう。

火事などの問い合わせは
04797③3500

秋の全国火災予防運動 11月26日～12月2日